

# 毎月勤労統計について

厚生労働省大臣官房統計情報部  
雇用・賃金福祉統計課

# 1 母集団情報・標本抽出方法及びギャップの状況等について

## 1-1 母集団情報及び標本抽出方法について

### ○ 毎月勤労統計調査の母集団情報及び標本抽出方法について

	調査対象	抽出方法	抽出のための母集団情報	母集団事業所数	対象事業所数(調査区数)
全国調査	第一種事業所 (規模30人以上)	層化一段無作為抽出 (産業・規模別に均一の抽出率)	経済センサスによる事業所全数名簿	約30万事業所	約16,700事業所
	第二種事業所 (規模5~29人)	層化二段無作為抽出	第一段:毎勤調査区(約7万調査区) (注2) 第二段:調査区内事業所名簿	約160万事業所	約16,500事業所 (約1,900調査区)
地方調査	第一種事業所 (規模30人以上)	全国調査の標本に、都道府県毎の精度を維持するため、標本を追加	経済センサスによる事業所全数名簿	約30万事業所	全国調査 +約5,000事業所
	第二種事業所 (規模5~29人)	全国調査の標本に、都道府県毎の精度を維持するため、標本を追加	第一段:毎勤調査区(約7万調査区) (注2) 第二段:調査区内事業所名簿	約160万事業所	全国調査 +約5,500事業所 (+約700調査区)
特別調査	規模1~4人	層化集落無作為抽出 (調査区内の全ての規模1~4人の事業所)	毎勤特別基本調査区 (約10万2千調査区)(注2)	約230万事業所	約25,000事業所 (約2,500調査区)

(注1) 全国調査の結果は、都道府県別の地方調査結果の平均ではない。

(注2) 毎勤調査区、毎勤特別基本調査区は、経済センサスの調査区に基づき設定。

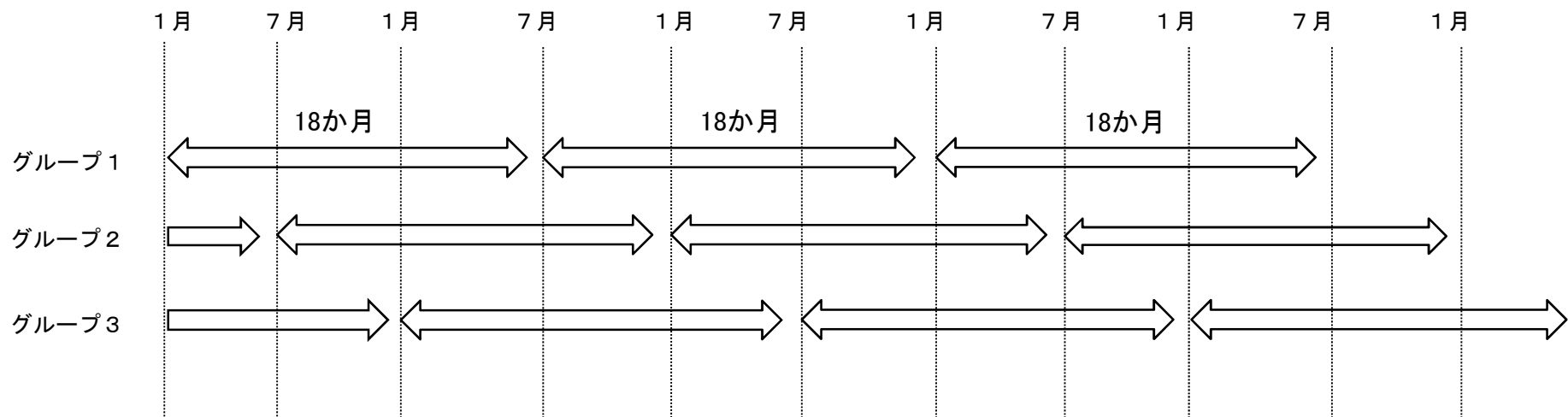
## ○ 標本の入れ替えについて

### 第一種事業所（規模30人以上）

- 経済センサスによる事業所全数名簿から抽出した事業所に入れ替え：抽出替え
  - 経済センサスは周期が2年又は3年の調査で、入れ替えの周期も2年又は3年。
  - 入れ替え月は新旧両標本を調査。
- ※ 廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行っている。

### 第二種事業所（規模5～29人）

- 調査期間は18か月間
  - 調査区を3グループに分けて、調査期間を6か月ずつずらすことにより、毎年、1月と7月に、標本の1/3が入れ替わる。
- 入れ替え時の不連続性の影響を小さくするとともに、入れ替えに伴う実務作業を平準化。



## 1-2 標本入れ替え時のギャップの状況・要因について

### ○ 入れ替え前に脱落している事業所の特性について

#### 検証方法

第一種事業所を休止・脱落事業所、継続事業所、再開・新規事業所にグループ分けし、各グループの一人当たりきまって支給する給与を算出。

- ※ 休止・脱落事業所 … 当月は集計対象だが次月非集計となる事業所
- 再開・新規事業所 … 当月は非集計対象であったが次月に集計対象となる事業所
- 継続事業所 … 当月かつ次月も集計対象となる事業所

#### 試算した結果

- 休止・脱落事業所の賃金水準は継続事業所の賃金水準よりやや低い傾向があるが、月々の変動も大きい。
- 休止・脱落事業所の賃金への影響は、再開・新規事業所の影響と相殺している可能性がある。

## ○ ギャップの状況等について

きまって支給する給与のギャップ率(調査産業計)の推移

常用労働者30人以上	
抽出替え時期	ギャップ率
昭和48年4月	1.0012881
昭和51年4月	1.0077329
昭和54年4月	0.9793002
昭和57年4月	0.9811589
昭和60年4月	0.9823541
昭和63年1月	0.9733768
平成3年1月	1.0001094
平成5年1月	0.9940667
平成8年1月	0.9932491
平成11年1月	0.9645056
平成14年1月	0.9983734
平成16年1月	0.9716411
平成19年1月	0.9855521
平成21年1月	0.9783543
平成24年1月	0.9887603
平成27年1月	0.9824906

常用労働者5人以上	
抽出替え時期	ギャップ率
昭和48年4月	—
昭和51年4月	—
昭和54年4月	—
昭和57年4月	—
昭和60年4月	—
昭和63年1月	—
平成3年1月	1.0035110
平成5年1月	0.9990297
平成8年1月	0.9973457
平成11年1月	0.9775950
平成14年1月	1.0016809
平成16年1月	0.9777055
平成19年1月	0.9905913
平成21年1月	0.9873933
平成24年1月	0.9970385
平成27年1月	0.9887054

※ ギャップ率は、新標本結果を旧標本結果で除したものの。

## きまって支給する給与のギャップ率(産業別)

	平成27年1月抽出替え	平成24年1月抽出替え	平成21年1月抽出替え
調査産業計	0.9887054	0.9970385	0.9873933
鉱業, 採石業等	0.9107672	1.0362844	0.9928591
建設業	0.9894130	0.9844947	1.0463508
製造業	0.9764526	1.0105470	1.0081666
電気・ガス業	1.0380186	0.9795352	1.0292302
情報通信業	0.9745912	1.0071327	0.9892528
運輸業, 郵便業	1.0038548	0.9919951	1.0141393
卸売業, 小売業	0.9717707	1.0220372	0.9824992
金融業, 保険業	1.0170059	0.9743175	0.9788813
不動産・物品賃貸業	0.9903292	1.0067515	
学術研究等	0.9958205	0.9941217	
飲食サービス業等	0.9816682	1.0000165	
生活関連サービス等	0.9807145	1.0392598	
教育, 学習支援業	0.9825227	1.0278004	0.9962150
医療, 福祉	0.9997498	0.9951384	0.9636678
複合サービス事業	0.9929855	0.8506910	1.1190283
その他のサービス業	1.0254461	0.9461719	

※常用労働者5人以上

## 2 ギャップの縮減・補正に向けた方法等について

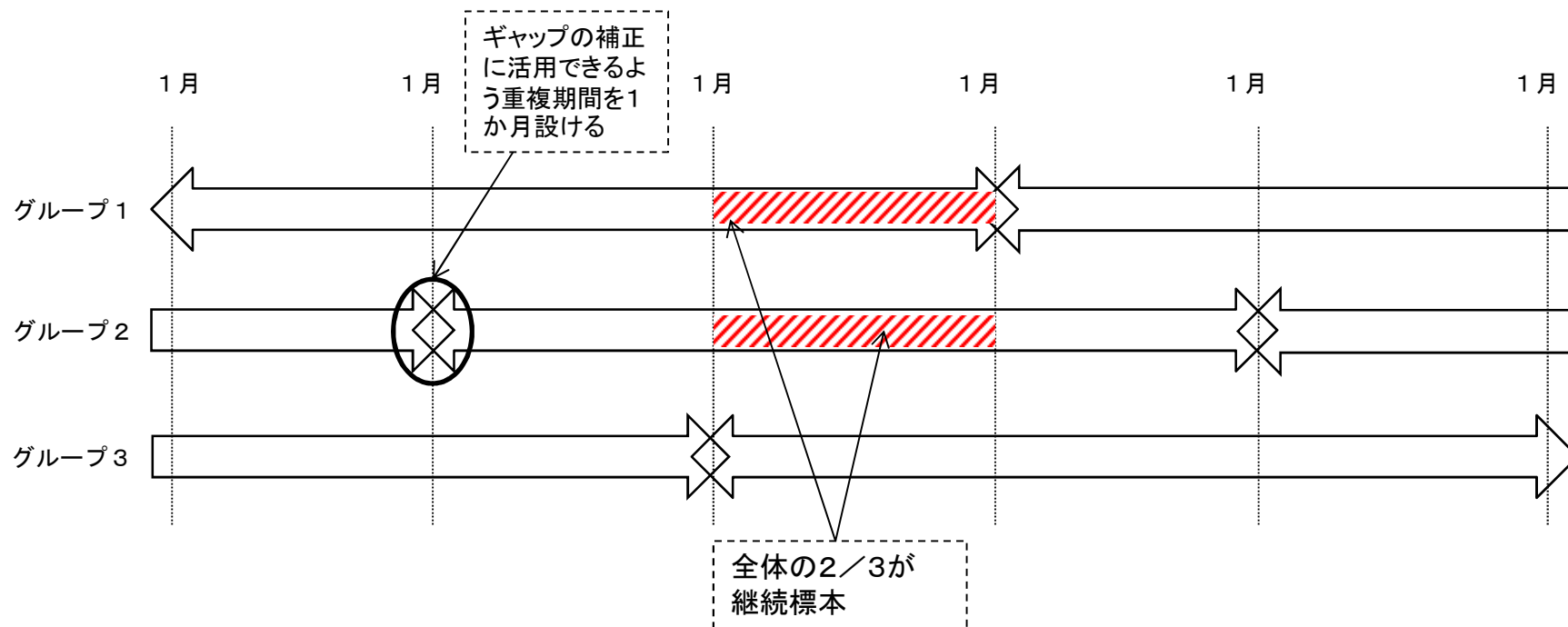
### 2-1 標本の入れ替え方法等について

現在、総入れ替え方式で入れ替えている第一種事業所について、部分入れ替え方式(ローテーション方式)の適用を予定(※)。

その際、抽出のための母集団情報として、事業所母集団データベースを使用することを検討。

(※)部分入れ替え方式導入時の経過措置等について、都道府県との調整が必要。

**【部分入れ替え方式】** (例: 3年1か月(37か月)固定、1年ごとに3分の1を入れ替え)



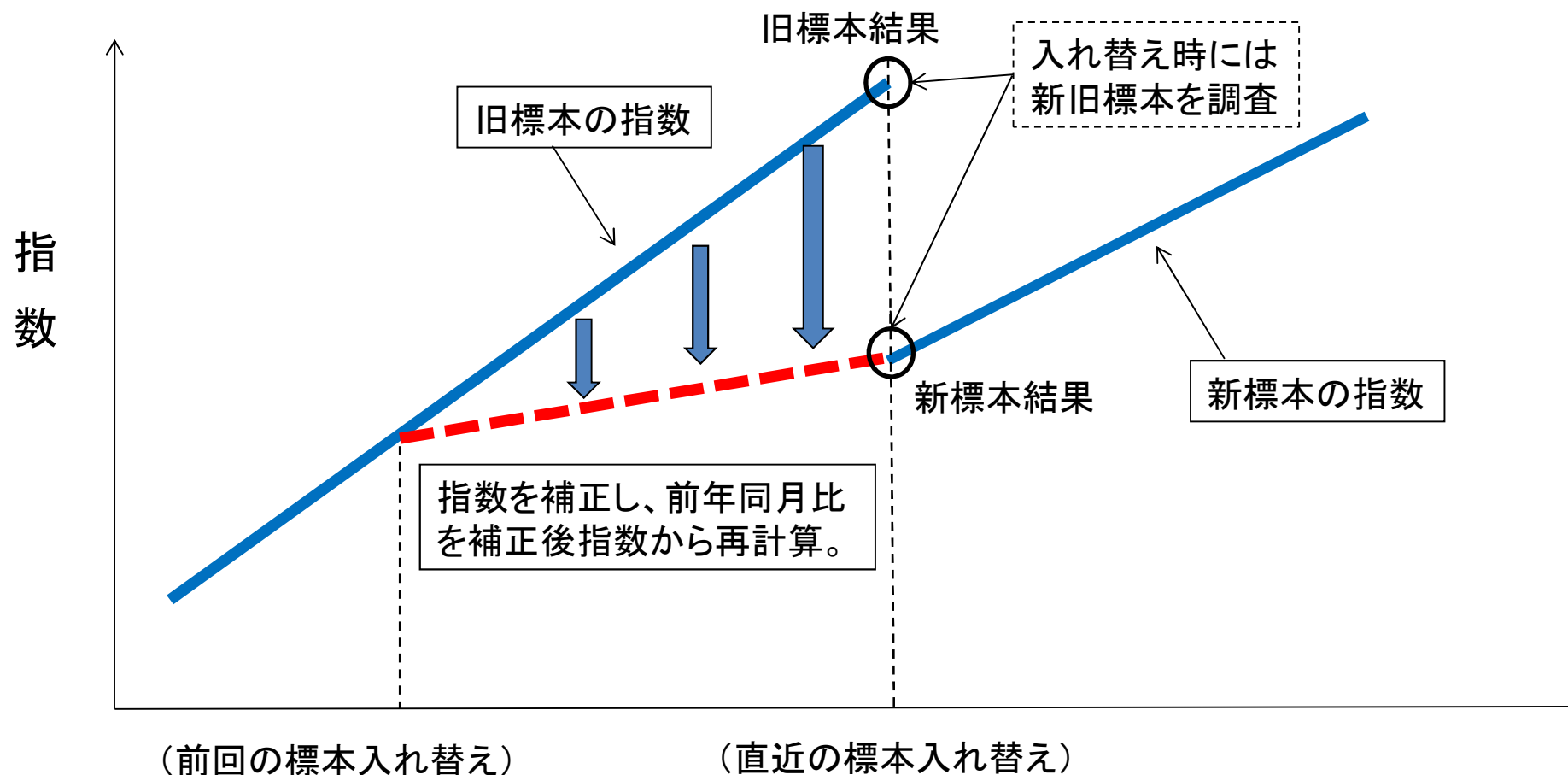
※ 事業所の負担や実査可能性(予算面や体制面)を総合的に勘案すると、上記の調査期間・入れ替え頻度が現実的と考えられる。

※ 部分入れ替え方式の場合、標本の3分の2は入れ替わらないため、総入れ替え方式と比べてギャップは小さくなることが期待される。

## 2-2 ギャップを踏まえた賃金・労働時間指数の補正方法等について

### 【従来の補正方法】

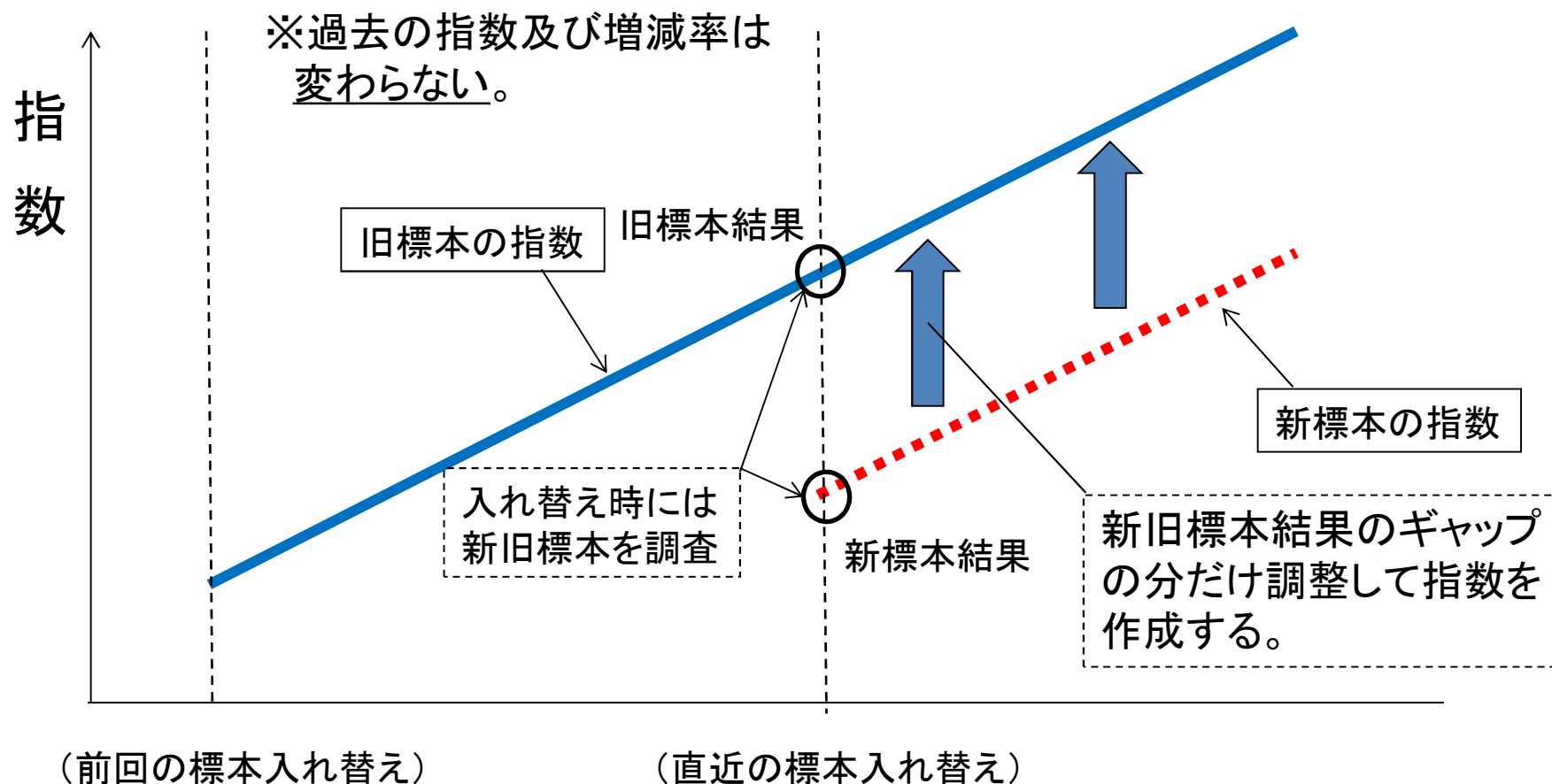
前回の標本入れ替え時点から旧標本の指数を段階的に補正することにより、新標本の指数に接続させる。





## 【今後の補正方法】

ギャップの分だけ調整して新標本の指数を作成することにより、旧標本の指数に接続させる。




※ 部分入れ替え方式であれば、労働者数の基準数値の更新を伴う標本入れ替えの際も、この補正方法が適切と考えられる。

## 「毎月勤労統計の改善に関する検討会(※)」でのギャップ修正に係る主な意見

- ・ 利用者にとって分かりやすく、納得性の高い補正方法であることが重要である。
- ・ 利用者の立場からすると、過去の増減率が変わるのは望ましくない。
- ・ 旧標本結果を「調査時点での情報」と考えると、あえて増減率を補正する必要はない。
- ・ 増減率は、その時点における政策判断や評価をする際に用いられた正しい情報と考えられる。

(※)平成27年1月に、規模30人以上の調査対象事業所の入れ替えを行い、指数や増減率について過去に遡って段階的に補正を行ったところ、増加から減少に転じた月が発生したことについて、各方面から分かりにくいといった意見等が寄せられた。そこで、「毎月勤労統計の改善に関する検討会」を設置し、検討を行った。



利用者にとっての分かりやすさ、納得性などを総合的に勘案すると、ギャップの分だけ調整して新標本の指数を作成することにより、旧標本の指数に接続させる方法が適当と考えられる。

※ なお、標本入れ替え時には、新標本結果に加えて旧標本結果もホームページ上で公表するなどして、利用者の利便性の向上を図ることとする。

### 3 速報値と確報値で改訂される要因や傾向について

調査票締切日に先だち、ある時点でそのときまでに提出された調査票で集計した値を速報値として公表している。その後、追加された調査票を加えて集計した値を確報値として公表している。

#### 傾向について

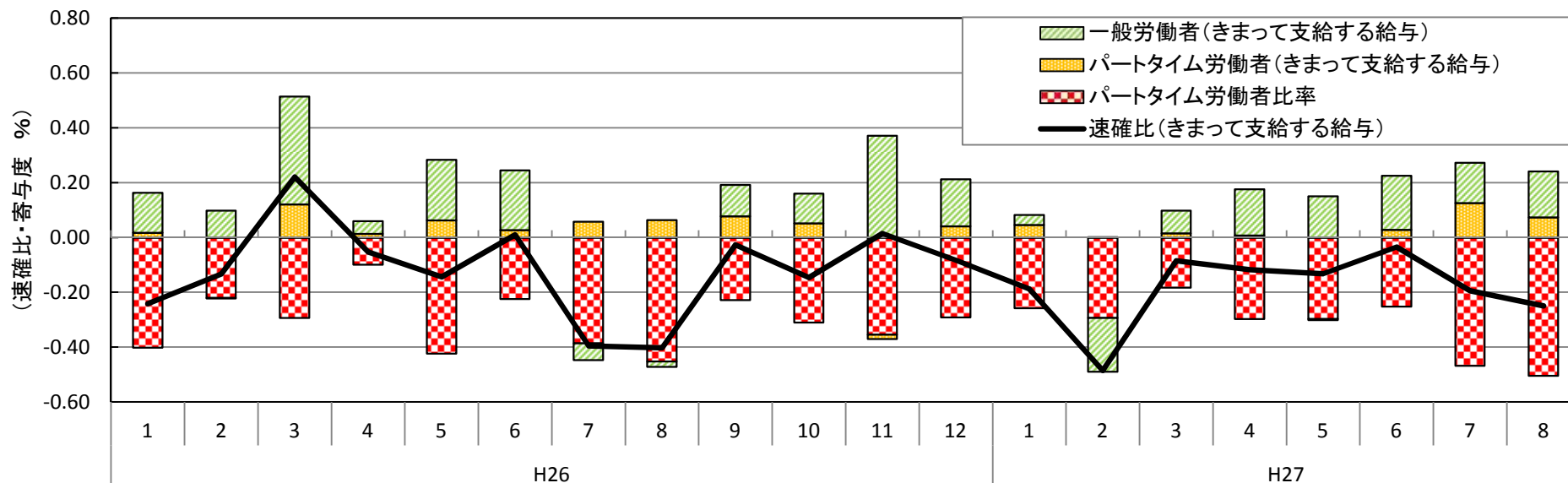
- 確報は速報に比べて、賃金水準の低いパートタイム労働者の割合が高まり、きまって支給する給与及び所定内給与が下方改訂される傾向がみられる。

#### 要因について

- 速報から確報にかけて、パートタイム労働者比率の高い事業所の調査票が提出され、確報時に集計に加わるためと考えられる。

#### 速報値から確報値への変化分の要因分解

※ 速確比 = (確報値 ÷ 速報値 - 1) × 100



※ 速報から確報にかけて下方改訂される傾向について、ホームページに掲載予定。